



ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成12年2月3日

管 第 698 号
平成12年2月3日

部 内 各 課（室） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

} 様

土 木 部 長

ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（通知）

ダイオキシン類による環境の汚染の防止等を図ることを目的として、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行となり、生活環境部長から別添写しのとおり通知がありました。
この法律では、一定の施設を規制対象施設として、工場又は事業場から環境中に排出されるダイオキシン類の量を抑制することとしています。
特に、この規制対象施設に、従来規制の対象ではなかった小型廃棄物焼却炉（炉の面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のもの）が含まれており、規制対象施設には、下記の規制がかかることとなりますので御承知ください。

記

- 1 ダイオキシン類の排出基準を守ること。（施行日から1年間は基準の適用は猶予。）
- 2 排出ガス中のダイオキシン類の自主測定を毎年1回以上行うこと。
- 3 現在設置している施設については、別添「ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う届出等について」を参考にして届出を行うこと。